	平成31年３月31日まで	
127　人工心肺回路 ⑹　個別機能品 ⑤　ラインフィルター	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	14,900円
	平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	13,900円
127　人工心肺回路 ⑹　個別機能品 ⑦　血液学的パラメーター測定用セル ア　標準型	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	9,200円
	平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	8,230円
133　血管内手術用カテーテル ⒂　頸動脈用ステントセット	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	194,000円
	平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	191,000円
143　網膜硝子体手術用材料	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	32,600円
	平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	29,100円
157　消化管用ステントセット ⑴　カバーなし	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	244,000円
	平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	228,000円

⑵　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

100　合成吸収性癒着防止材 ⑵　スプレー型 （承認番号） 22800BZX00234000	平成30年４月１日から 平成30年11月30日まで	7,300円
112　ペースメーカー ⑴　シングルチャンバ ②　リード一体型 （承認番号） 22900BZX00047000	平成30年４月１日から 平成32年３月31日まで	1,040,000円
130　心臓手術用カテーテル ⑶　冠動脈用ステントセット ④　生体吸収・再狭窄抑制型 （承認番号） 22800BZX00406000	平成30年４月１日から 平成32年３月31日まで	244,000円
133　血管内手術用カテーテル ⑳　体温調節用カテーテル ②　体温管理型 （承認番号） 22800BZI00008000	平成30年４月１日から 平成30年８月31日まで	89,100円

⑶　Ⅱの規定にかかわらず、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第47号。以下「改正告示」という。）による改正前の材料価格基準別表Ⅱに掲げる特定保険医療材料のうち、次の表の旧材料価格基準の欄に掲げる区分に該当する特定保険医療材料が、改正告示による改正後の特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の別表Ⅱに掲げる区分に該当する特定保険医療材料であって次の表の新材料価格基準の欄に掲げる区分に該当するものであるときは、同表の期間の欄に掲げる期間における材料価格は、同表の材料価格の欄に掲げる材料価格とする。

旧材料価格基準	新材料価格基準	期間	材料価格
064　脊椎固定用材料 ⑶　脊椎プレート（Ｌ）	064　脊椎固定用材料 ⑵　脊椎プレート ①　標準型	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	124,000円
		平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	105,000円
		平成31年４月１日から 平成32年３月31日まで	86,300円
064　脊椎固定用材料 ⑾　椎体ワッシャー	063　固定用内副子用ワッシャー、ナット類 ⑴　ワッシャー	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	11,100円
		平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	9,360円
		平成31年４月１日から 平成32年３月31日まで	7,600円
073　髄内釘 ⑶　ワッシャー・ナット	063　固定用内副子用ワッシャー、ナット類 ⑴　ワッシャー	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	18,200円
		平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	14,900円
		平成31年４月１日から 平成32年３月31日まで	11,600円
075　固定用金属線 ⑵　大転子専用締結器	076　固定用金属ピン ⑵　一般用 ②リング型	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	113,000円
		平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	92,400円
		平成31年４月１日から 平成32年３月31日まで	72,000円
133　血管内手術用カテーテル ⑹　オクリュージョンカテーテル ②　特殊型	133　血管内手術用カテーテル ⑹　オクリュージョンカテーテル ①　標準型	平成30年４月１日から 平成30年12月31日まで	102,000円
		平成31年１月１日から 平成31年３月31日まで	84,200円
		平成31年４月１日から 平成32年３月31日まで	66,400円

○厚生労働省告示第四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第四項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信